

北陸地方整備局との意見交換会意見・要望（H29.1.13）

1. 社会資本整備の着実かつ計画的な推進について

国土交通省におかれましては、公共工事設計労務単価の4年連続しての引き上げや低入札価格調査基準価格の引き上げなど積極的に施策を展開され、また、北陸地方整備局におかれましても、総合評価において地元企業の受注機会の拡大に配慮した見直しに取り組まれていることに感謝申し上げます。

これらの取り組みは一定の事業量があつて、効果を発揮するものであり、新潟県内においては、公共工事、特に公共土木工事の事業量が極端に減少していることから、前倒し発注及びこれに続く補正予算の編成に、会員一同たいへん期待しておりました。

しかしながら、前倒し発注における会員の県内受注状況は思わしくなく、また、昨年10月に成立した第二次補正予算における北陸地方整備局関係の新潟県内への配分は十分とは言えない規模にとどまりました。

つきましては、疲弊した地域の基幹産業である建設業を再生し、人材育成・確保に継続的に取組むために、また、地方創生の観点から安全・安心で住みやすい地域づくりを着実に推進していくために、公共工事の適切な事業量が確保できるよう景気に左右されない財源確保のための仕組み作りを検討していただくとともに、当初予算の安定的・持続的な確保をお願いいたします。

2. 施工時期の平準化について

国土交通省におかれましては、平成27年度政府予算から、これまで単年度で要求することとされてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により2箇年契約とする取組（2箇年国債の設定）を開始し、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとされました。

積雪寒冷地である新潟県における建設業にとって、天候が安定し、工事目的物のより良い品質の確保が期待できる4月から6月に施工できる工事の発注が少なく、これまで長年にわたり、工事の施工時期の平準化をお願いしてまいりましたことから、会員一同、たいへん期待していたところです。

しかしながら、平成28年3月に会員が北陸地方整備局の関係事務所と契約した78件の工事において、24件が6月末までに工事にまったく着手できず、配置技術者の多くがその実力を発揮できませんでした。

つきましては、整備局においてこれらの実態を調査し、その原因と対応を明確にされ、計画的に施工時期の平準化に取り組まれますようお願いいたします。

3. 発注関係事務の運用指針の適用について

北陸地方整備局におかれましては、北陸ブロック発注者協議会を設置され、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用指針」の適用拡大に積極的に取り組んでおられますことに感謝申し上げます。

しかしながら、運用指針の適用 2 年目も過半が経過いたしましたが、会員に対するアンケート調査などにおいては、模範となるべき国土交通省も含め、県、市町村の順で取り組みがまだ十分に浸透していないとの結果を得ております。

特に協議会のホームページで公表されている「平成 27 年度の取り組み項目と結果」につきましては、実態と乖離しているとの声が聞かれる状況であります。また、昨年 11 月には、全国統一の指標が設定されたとの報道がありましたが、設計変更を行った工事の実施率ではなく、適切な設計変更が行われたかどうかが重要であります。

つきましては、担い手の確保や適正な利潤の確保に直結する「適正な工期設定」及び「適切な設計変更」については、運用指針の趣旨に基づいた指標を設定し、工事毎に評価し、発注者毎の達成度を公表して頂けますよう、よろしくお願ひいたします。

4. 市場単価に対する公共工事設計労務単価の反映について

労働市場の実勢価格の適切な反映と、社会保険加入に必要な法定福利費相当額の反映を目的として、公共工事設計労務単価が 4 年連続して引き上げられ、直近 3 年は 2 月から適用されていることについて、感謝申し上げます。

しかしながら、4 月公表の市場単価においては、調査対象期間を 11 月上旬から 2 月上旬に契約された工事を対象としていることから、公共工事設計労務単価の上昇が反映されない状況となっており、工事の積算価格と実際に支払う労務費に乖離が生じております。

つきましては、調査した価格に対して、原価構成（機・労・材）による検証を行う時点で、労務費相当部分に引き上げ率による補正を実施して市場単価を決定するなど、公共工事設計労務単価の引き上げが、予定価格の適正な設定に適切に反映されますよう、関係機関への働きかけをお願いいたします。

5. 建設業における社会保険の未加入対策について

国土交通省では建設業における社会保険の加入について、平成 29 年度を目標に建設業の許可を受けている企業については 100%、その従業員については製造業並みの 90% の加入率を達成すべく取り組んでおられ、直轄工事においては、社会保険に未加入の一次下請業者との契約について、平成 26 年 8 月以降に入札公告する工事から一部

を除いて制限を開始し、平成27年8月以降は原則的に全面禁止と拡大されるとともに、これに違反した元請に対して制裁金の措置等が導入されました。

さらに現在、平成29年度の目標達成に向けて、二次下請以下の業者についても対策を検討されていると聞いておりますが、元請と直接の契約関係がある一次下請業者に関して、元請責任として制裁金の措置等は理解できるものの、元請と直接の契約関係がない二次下請以下の業者に対する責任の所在とその処罰等のあり方については、議論が不十分であると考えます。

つきましては、二次下請以下の業者についての対策の検討にあたっては、この点を十分に議論されるととともに、対策の実施にあたっては、建設業者を対象とした説明会を開催され、周知期間を3か月以上取っていただけますよう、お願ひいたします。